

# 令和5年第4回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年4月25日(火) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時10分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：月岡 颯空							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和5年第4回農業委員会の総会を開会いたします。 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、10番 坂本 等 委員、1番 松原 良治 委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、月岡君を指名いたします。</p>
日程第2 第14号議案 農地法第3条の規定によ る許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 譲受人は〇〇市にお住まいで、主に小松菜の栽培をしております。農業用機械は軽トラック5台、普通貨物自動車3台、トラクター7台、動噴1台を所有しており、夫婦で農作業をしているほか、常時雇</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>用している方が2人、臨時雇用している方が5人いるとのことでした。</p> <p>申請地の所有者は既に亡くなっており、相続人がいないことから相続財産管理人に選任された弁護士が土地を管理することになっております。</p> <p>この相続財産管理人が申請地を借り受けて耕作していた譲受人と協議したところ、譲受人が買い受けることで話がまとまったため今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	木村委員	<p>譲受人は申請地の北側に所有地がありまして主にキュウリを栽培しております。申請地を水田利用すると水が流れ込んでしまうことから、これまでも申請地を借り受けて使っておりました。今回、うまく話がまとまったため取得するものです。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	坂本委員	<p>申請者は〇〇さんになっていますが、良いのですか。</p>
	木村委員	<p>以前にも〇〇さん名義で畑を買っているので問題ないと思います。夫婦で分けているようです。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第14号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第14号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>譲受人は〇〇地区にお住まいで、主に水稲と露地野菜の栽培をしております。農業用機械はトラクターと管理機をそれぞれ2台、田植機を1台所有しており、親子3人で農作業をしております。</p> <p>申請地を管理する相続財産管理人が、申請地に隣接する農地を所有している譲受人と協議したところ、譲受人が買い受けることで話がまとまったため今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	木村委員	<p>ここは5年くらい前まで雑木が生えた遊休農地でした。また、故人の友人だった修理屋さんが一部に廃タイヤを100本くらい放置していて地元でも問題になりました。その後、雑木についてはヤミ耕作で借りた人が切ったようです。管財人はこの方を把握できずに若干トラブルもあったようですが、今は解決しました。廃タイヤについては渡人が処分することを条件に話がまとまりまして、現在は綺麗に片付きました。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	原口委員	<p>参考までに伺いますが、ここはいくら位で売買されているのですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	事務局	<p>申請書の金額の欄が無記入でして、価格については分かりません。申し訳ありません。</p>
	木村委員	<p>ここは伺っていませんが、1番の案件は一反あたりで10万円を少し欠けるくらいのようなようですので同じくらいではないかと思えます。</p>
	議長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第14号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第14号議案2番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書11ページの位置図、12ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、適正に保全管理されており、違反等は確認できませんでした。 申請地は〇〇から500メートル圏内にあることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われまます。 譲受人は妻とともに〇〇が所有する住宅に居住しておりますが、〇〇から退去の申し出があったため、</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>松原委員</p> <p>議 長</p> <p>坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>申請地に自己用住宅を建設する目的での申請となります。詳しくは13ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、事業に要する資金については自己資金と金融機関からの借入れで対応とし、金融機関発行の残高証明書と住宅ローン事前相談結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>この方の年齢は幾つくらいですか。</p> <p>受人は昭和〇〇年生まれですので、〇〇歳です。</p> <p>お子さんはいないのですか。</p> <p>添付の住民票には夫婦二人の記載しかありませんので、いないのではないかと思います。</p> <p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第15号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>全員賛成ということで、第15号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書14ページの位置図、15ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、草木が生い茂っており、耕作している様子は見られませんでした。</p> <p>申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。本案件も周辺に代替できる土地は無いものと思われます。</p> <p>譲受人は東京都〇〇区に本社を構え、主にクリーンエネルギーによる発電事業を営む法人で、事業拡大を図るため申請地に非FIT型の太陽光発電設備を設置し、小売電気事業者の〇〇株式会社へ売電する計画での申請になります。詳しくは16ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、事業に要する資金は自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>申請番号2番の地区担当の委員は私ですので補足します。</p> <p>この土地は住宅街の中にあリまして、伺った話では不動産会社が管理していたようです。私が農業委員になったときから草ぼうぼうの状態です。一時は指示に従って草刈りをしてきましたが、最近はまだ荒れてしまっている状況です。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="506 395 595 424">議長</p> <p data-bbox="506 539 595 568">事務局</p>	<p data-bbox="797 300 1973 328">第15号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p data-bbox="842 347 981 376">〔全員挙手〕</p> <p data-bbox="768 395 2107 472">全員賛成ということで、第15号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて3番と4番は関連の案件になりますので、事務局は一括して説明をお願いします。</p> <p data-bbox="768 539 2107 616">申請番号3番と4番は、〇〇株式会社による砂利採取事業に係る一連の一時転用案件であるため、一括してご説明いたします。</p> <p data-bbox="768 635 2107 759">土地の所在や面積等につきましては、議案書10ページに記載のとおりです。なお、一時転用にかかる農地の合計面積は27,288㎡ですが、道路や水路の占用部分を含めた計画全体の面積は27,477.8㎡となります。</p> <p data-bbox="768 778 2107 903">申請地は、旧神川西部土地改良区による県営圃場整備事業の実施区域内になります。詳しくは議案書17ページの位置図、18ページの案内図をご覧ください。申請地の現況につきましては、適正に保全管理されており違反等は確認できませんでした。</p> <p data-bbox="768 922 2107 1046">農地区分は農振農用地区域内にある農地、いわゆる青地農地になります。青地農地の転用は原則許可されませんが、本案件は砂利採取を目的とする一時転用であるため、農地法施行令第11条第1項第1号に定められる不許可の例外規定に該当するものと思われま。</p> <p data-bbox="768 1066 2107 1190">申請理由としましては、対象地は以前に砂利採取した土地に隣接しており、良質な砂利が採取できると見込めること、地権者の同意を得られたことから本申請に及んだところです。計画の全容については19ページの土地利用計画図と、別添の詳細図をご覧ください。</p> <p data-bbox="768 1209 2107 1286">申請にあたり、町道の占用や排水管理設、水路の掘削等について、町建設課の許可を取得済であるほか、土地改良区とも協議済で「支障なし」の意見書が添付されております。</p> <p data-bbox="768 1305 2107 1382">また、事業に要する資金はすべて自己資金で対応としまして、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p data-bbox="797 1401 1563 1430">説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>



会議事項	発言者	顛末
日程第4 第16号議案 神川町農用地利用集積計 画(案)について	議 長	申請番号3番と4番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	松原委員	特にありません。
	議 長	それでは質疑に入りたいと思います。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	原口委員	いつものことですが、梨畑もあるので影響が出ないようダンプの埃ですとか、雑草に注意してもらって草ぼうぼうにならないようにしていただけたらと思います。
	議 長	埃を立てないようにと、よく草刈りをするように注文を付けたらというご意見でした。ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第15号議案3番と4番について、埃と草刈りの注文を付けて原案のとおり許可することで賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手]
	議 長	全員賛成ということで、第15号議案3番と4番については、埃と草刈りの注文を付けて、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
	議 長	続きまして、日程第4に移ります。 第16号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について を議題とします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。 なお、11番野村委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。 [野村委員退室]

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>それでは、事務局は説明をお願いします。</p> <p>4月受付分の利用権設定で、1番から40番が新規設定、41番から68番が再設定となります。件数が多いため、受人が新規の方や町外の方の案件、申請筆数が多い方など主だったものについてご説明いたします。</p> <p>申請番号15番は〇〇地区にお住まいの方で、主にキュウリなどの露地野菜を栽培しております。農機具はトラクター、ネギ管理機をそれぞれ2台、苗植機を1台所有しているとのことで、今回初めて利用権の設定を行います。</p> <p>申請番号18番から21番は〇〇町に本社を構える法人で、主に米や小麦、大豆を栽培しております。農機具は乾燥機4台、トラクター、コンバイン、トラックをそれぞれ3台、田植機を2台、耕うん機を1台所有しており、これまでも町内の農地を利用権設定により耕作していた実績があります。</p> <p>申請番号23番は〇〇町にお住まいの方で、〇〇町のほか〇〇市、〇〇市において主にネギやブロッコリーの栽培をしています。</p> <p>農機具は耕うん機を3台、トラクター、乾燥機、ネギ抜き機、移植機をそれぞれ2台、マルチャー、動噴をそれぞれ1台所有しており、これまでも町内の農地を利用権設定により耕作していた実績があります。</p> <p>申請番号24番は〇〇地区にお住まいの方で、主に米や麦、大豆を栽培しております。農機具は所有しておりませんが、トラクター、コンバイン、もみすり機、乾燥機、耕うん機、管理機を借りて使用しているとのことで、今回初めて利用権の設定を行います。</p> <p>申請番号25、26番は〇〇市にお住まいの方で、〇〇地区で多肉植物や熱帯植物の生産・販売をしております。25番については、これまで旦那さん名義で利用権を設定しておりましたが、更新にあわせて奥さんの名義に変更するとともに、新規に26番についても利用権を設定する申請がありました。</p> <p>申請番号28番は〇〇市にお住まいの方で、新規に就農します。主に露地野菜の栽培を行う計画で、今回初めて利用権の設定を行います。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>申請番号38から40番は〇〇地区にお住まいの方で、主に米や露地野菜を栽培しております。農機具はトラクター、もみすり機、コンバイン、トラックをそれぞれ1台所有しており、今回初めて利用権の設定を行います。</p> <p>なお、申請番号1番と2番については、所有者が〇〇にお住まいの為、所有者の母親が委任されて利用権設定の申請を行いました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	木村委員	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	事務局	<p>24番の方ですが、阿久原には水田が無いと思いますが、米と大豆はどこでやっているのですか。</p>
	事務局	<p>この方は〇〇にお勤めでして、新宿地区の農免道への入り口の信号付近や農免道沿いの田んぼを借りています。</p>
	坂本委員	<p>この方は〇〇にお住まいですよね。農機具も持っていないようですが町で何か支援をしているのですか。</p>
	事務局	<p>ご案内はしていますが、支援は受けておりません。〇〇の従業員には他にも農業をしている方がおりますので、その方たちと一緒にやっていると思います。</p>
	坂本委員	<p>やる気がある方であれば支援できたらと思います。〇〇に住んでいて、機械はどこで借りているか分かりますか。</p>

会議事項	発言者	顛末
その他	事務局	<p>確認した訳ではありませんが、〇〇には会社のものか社長個人のものかは分かりませんが、機械があるのは把握しています。また、ほかにも仲間内で持っている人がいて、そこから借りているのではないかと思います。</p> <p>支援については〇〇に勤務しながらの兼業となっておりますので、補助の対象になるのか確認してみます。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。</p>
	原口委員	<p>26番は賃料が高いようですが何かあるのですか。</p>
	事務局	<p>多肉植物を栽培している方なので、ハウス込みの料金だと思います。 (後日訂正：記載の金額は5年間の合計金額となっております。ハウスは別の筆でした。)</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第16号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第16号議案については原案のとおり決定いたします。 審議が終了しましたので、野村委員の退席を解きます。 〔野村委員入室〕</p>
	議 長	<p>第16号議案については、原案のとおり決定することで結審しましたので報告します。</p>
	議 長	<p>以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。 協議・報告事項はありませんので、最後にその他になります。事務局よりお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉会	事務局  議長	・ 第5回農業委員会総会について  以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 お疲れ様でした。